

音楽資料目録入門

NCR2018による記述の実際

— Introduction to music cataloging: —
— Description and Access using NCR2018 —

伊藤 真理
鳥海 恵司

樹村 房

はじめに

西洋音楽が学校教育に位置づけられてからは、義務教育を受けていれば、だれしも楽譜を扱えるような知識を身につけたとみなされる。そして視聴覚教育の有効性が重視されるようになってから今日にいたるまで、音楽録音・映像資料（本書ではAV資料とする）も広く利用されるようになった。初等中等学校の図書館、音楽専門図書館のみならず一般の公共図書館でも、AV資料や楽譜資料（本書では一括して「音楽資料」とする）の収集、利用、提供が行われている。資料の管理が簡便となったコンパクト・ディスク（CD）などデジタル録音資料の普及は、さらにサービスを定着させたといえよう。このように音楽資料は、専門的な音楽コミュニティのみならず、一般社会においても幅広く利用に供されている。

これら音楽資料についての精確な情報収集と利用は、円滑な音楽活動での不可欠な要素であるが、音楽資料検索の難解さは指摘されているところである¹。とはいえこうした指摘は、裏返せば適切な組織化への期待でもある。一方、資料提供の根幹業務である組織化においては、紙の印刷資料であっても音楽資料が文字資料とは異なる形態や特性を持つことから、図書と同様に扱えないという関門がある。このことも常に指摘されてきたが²、今日に至るまでなかなか解決できないでいる問題の一つである。

伊藤は利用者による楽譜資料検索の研究において、多様なエディションやバージョンを識別した検索のためには、「書誌レコードの機能要件」*Functional Requirements for Bibliographic Records* (FRBR) の有効性が考えられることを示唆した³。アメリカ音楽図書館協会 Music Library Association（以下、MLA）Music Discovery Requirements グループは、特に楽譜と音楽録音資料

1：鳥海恵司（1991）．音楽作品の典拠コントロール．情報の科学と技術．41(2)．p.131-138.

2：小川昂（1950）．レコード整理法の実際．其の2．教育音楽．5(10)．p.89；甲斐清通（1952）．レコードの整理と体験．学校図書館．(16)．p.41-45．等をあげる．

3：伊藤真理（2009）．楽譜のオンライン目録検索における検索行動に関する研究．愛知淑徳大学大学院文学研究科博士論文．p.89.

の検索における特有なニーズを検討し、書誌データの表示や索引化に関して提案を行っている⁴。一般的な書籍出版事情と異なり、音楽資料では同一作品の他出版物と異なるタイトルが採用されたり、さまざまな言語で刊行されたりすることによって、同一作品に対して多様な異なるバージョンが制作されるということがしばしば起こる。こうした出版事情のもとで適切な資料を発見するためには、それに対応した索引化と表示が必要となるのである。

以上をふまえ本書では、『日本目録規則』(NCR) 2018 年版 (以下, NCR2018)⁵ に基づき、印刷楽譜と音楽録音資料 (主に CD)、音楽映像資料 (主に DVD) を対象として記述目録法について基本となる事項を解説する。作品のタイトルや演奏手段等の説明と関連するため主題件名にもふれることとするが、入力フォーマット (MARC 等) には制限されないこととする。

解説では、図書目録についてある程度の知識を持つ初学者が、音楽資料組織化の基礎を理解することを目標とした。ここで目標とする基礎的な知識とは、音楽資料の特性を理解し、既存の音楽資料の書誌データが適切かを判断することができる、ということの意味する。音楽資料目録においては、“語学、音楽についての常識と用語に対するセンスを持っているべき”との指摘⁶があることも鑑み、義務教育で学ぶ程度の西洋芸術音楽史での基本的な用語について理解していることを前提とすることについてご了解いただきたい。

NCR2018 は、2018 年 12 月に刊行された。当目録規則は、目録委員会が“新たな国際標準に対応し、全体構成や基本用語も大きく異なる新規則”⁷と述べているように、欧米で既に普及している *RDA: Resource Description and Access* に倣って、NCR1987 年版 (以下, NCR1987) の新たな改訂版というよりも目録の新たな概念に基づく基準の整備といえる。書誌データ作成の新たな考え方では、手元にある資料を対象にして書誌データを記録することから始めるのでは

4 : Music Library Association. Music discovery requirements. 2012, 2017. <https://www.musiclibraryassoc.org/page/mdr>, accessed 2024-05-10.

5 : 2024 年 5 月 1 日更新版に基づく。

6 : 小川, p.89.

7 : 日本図書館協会目録委員会 (2018). 『日本目録規則 2018 年版』刊行・公開について, <https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/mokuroku/issuing201812.pdf>, 参照 2024-05-10.

なく、まずその資料の根源にある「著作」とは何かを同定することが肝要となる。とはいえ実際の作業では、従来のように実際に確認できる形となっている手元の資料がよりどころである。従来と大きく異なるのは、資料の種類ごとに区別された規則に従って書誌データを作成するというプロセスに則るのではなく、「著作」を同定するために典拠データの重要性を理解することが重視されている点である。典拠データには、実体（著作、表現形、個人・家族・団体等）について識別するための要素である属性（6章参照）が記録され、これら実体間の関連が示される。したがって、典拠データを検索するために構築されるアクセス・ポイントは、“利用者のニーズに適合する資料を選択”（NCR2018#1.1c）するために必要なのである。音楽カタログーたちは、複雑な書誌的關係を持つ音楽資料を効率よく検索できるように、長年努力してきた。残念ながら現時点では、国内で典拠データを活用した検索システムが存在しないため、このことを実感する機会がないが、新規則でのアクセス・ポイント構築の意義を理解しておくことは大事である。本書では、読者の方々がこれらの変更を理解して、適切な書誌データを評価することが可能となることを目指す。

本書は、大きく2部から成る。第Ⅰ部1章から4章では、音楽資料目録の基礎知識として理解しておくべき事項を取り上げる。1章ではこれまでの目録規則について音楽資料との関連から概観した。2章でNCR2018が依拠する新たな概念モデルであるFRBRについて、3章と4章では音楽資料を扱う上で必要となる知識として、音楽作品と音楽資料の特徴についてまとめている。これらの特徴は、第Ⅱ部で説明する記述の要素と関連するため理解しておく必要がある。第Ⅱ部5章から8章までは、NCR2018に基づいた目録の実際に関する概説である。NCR2018を構成しているアクセス・ポイント（5章）、個別資料を除く実体の属性（6章）、実体間の関連（7章）について音楽資料に関係している部分に限定して説明する。そして8章において、楽譜、譜例集、AV資料から数件選択して、実際の書誌データを例示しながら説明する。最後に、業務で参照する際に便利な関連ツールの紹介を資料としてまとめた。

音楽図書館においても例外なくアウトソーシングが導入され、専門家ではない人たちが音楽資料を扱う機会が増えている。これまで音楽図書館実務者向けの音楽資料目録に関する著作は出版されていたが、入門書というべきものはな

かった。本書が職場研修や自学での一助となることを期待している。

本書執筆では、古川肇氏より有意義かつ適確なコメントを賜った。心より感謝申し上げる。また、本書で使用した書誌および典拠データはすべて Toccata MARC から引用しており、利用をご快諾くださった株式会社トッカータに御礼申し上げる。そして著者らのわがままをおききくださり、微に入り細に入り根気強く作業をしてくださった樹村房編集担当の石村早紀氏には大変お世話になった。

読者の皆様からの忌憚のないご意見を賜わることができれば幸いである。

2025 年 5 月 1 日

伊藤 真理・鳥海 恵司

音楽資料目録入門

目次

はじめに iii

第 I 部 音楽資料目録の基礎知識

1 章 音楽資料関連の目録規則	3
1.1 日本目録規則 1987 年版以前	3
1.2 日本目録規則 1987 年版へ向けて	7
2 章 書誌情報組織化の概念モデル	11
2.1 書誌レコードの機能要件	11
2.2 日本目録規則 2018 年版	21
3 章 音楽作品	27
3.1 音楽作品タイトル	27
3.2 音楽作品を識別するための番号	29
3.3 演奏手段	32
3.4 主題, ジャンル, 形式	35
4 章 音楽資料の特性	39
4.1 楽譜資料	39
4.2 音楽録音・映像 (AV) 資料	52

第Ⅱ部 音楽資料目録の実際

作業を始めるにあたって 63

5章 アクセス・ポイント ————— 65

5.1 統制形アクセス・ポイント……………65

5.2 典拠形アクセス・ポイント……………69

6章 属性の記録 ————— 79

6.1 日本目録規則 2018 年版での原則……………79

6.2 表現形のエレメント……………80

6.3 著作のエレメント……………85

6.4 表現形のエレメント……………89

7章 関連の記録 ————— 93

7.1 日本目録規則 2018 年版での関連エレメント……………93

7.2 関連の種類……………94

8章 音楽資料の書誌データ作成 ————— 107

8.1 作業手順……………107

8.2 書誌データ事例……………110

事例① ピアノ譜：ラヴェル・ピアノ作品全集 110

事例② ピアノ連弾用楽譜：ベートーヴェン作曲. 交響曲第9番「合唱」
113

事例③ スコア：ベートーヴェン作曲. 交響曲第9番「合唱」 115

事例④ スタディ・スコア：ベートーヴェン作曲. 交響曲第9番「合唱」
119

事例⑤ ヴォーカル・スコア：三善晃作曲. 「遠い帆」 121

事例⑥ 譜例集：グレゴリオ聖歌と日本の典礼聖歌 123

事例⑦ CD：ベートーヴェン作曲. 交響曲第9番「合唱」 125

事例⑧ DVD：ヴェルディ作曲. 椿姫	127
---------------------	-----

第Ⅱ部資料 1987年版改訂3版第5～7章・2018年版対照表	165
---------------------------------	-----

資料 参考ツールの紹介	171
-------------	-----

索引	175
----	-----

【執筆分担】

1章 伊藤真理	6章 伊藤真理・鳥海恵司
2章 伊藤真理	7章 伊藤真理・鳥海恵司
3章 3.1～3.3 伊藤真理, 3.4 鳥海恵司	8章 伊藤真理・鳥海恵司
4章 4.1 伊藤真理, 4.2 鳥海恵司	資料 伊藤真理
5章 鳥海恵司	

第 I 部

音楽資料目録の基礎知識

1 章

音楽資料関連の目録規則

国内で音楽資料に関する本格的な規則が初めて整った NCR1987 刊行以前の音楽資料の組織化については、斎藤博（1995）が音楽図書館業務研究のレビューの一部として「整理法」のもとにまとめている¹。そして、特に戦前から戦後 1969 年までの楽譜・音楽レコードの整理・分類に関する文献については、佐藤（1976）によって紹介されている²。本章では、両文献を参照しながら、音楽資料を対象として国内で公表された目録規則の概略を紹介し、NCR1987 以降を補足することとする。なお本書の趣旨により、分類法等についてはほとんど触れていない。

1.1 日本目録規則 1987 年版以前

第二次世界大戦後に我が国で視聴覚教育が促進され、また戦後制定された図書館法で、AV 資料が他の資料と同等に図書館資料として位置づけられることによって、AV 資料が図書資料とともに収集整理される必要が生じた。佐藤が指摘しているように、実は既に 1936 年の時点で小川がレコード鑑賞の有用性とそのための図書館でのレコード収集に言及している³。このように AV 資料の整理について長らく検討されていたが、非図書資料としての規則がまとめら

1：斎藤博（1995）. 日本における音楽図書館業務研究史. 音楽情報と図書館. 大空社, p.50-54.

2：佐藤嘉子（1976）. 楽譜・音楽レコードの整理・分類に関する文献紹介. 早稲田大学図書館紀要. 17, p.29-45.

3：佐藤, p.30.

れたのは、NCR1965が初めてである。当初は楽譜のみで、録音資料は追加修正版（1969年）で記載された。1977年のNCR新版予備版では準備中となって保留され⁴、上述のように1987年版において初めて規則が整った。周知のとおり、NCR1987は改訂3版（2006年）まで版を重ねたが、音楽資料に関わる部分では大きな改訂はなされなかった。2018年版（2章で詳述）が刊行されるまで、刷りによる修正が行われた程度である。

戦前に公表された目録に関する文献は、欧米の目録規則等を翻訳して紹介したものだったようである。佐藤が日本で最も古い目録法として紹介する『標準洋書目録法』（天晶寿訳、1929）は、“米國、英國圖書館協會共編の目録規則一九〇八年版”の翻訳⁵である。「第八章 楽譜」（Music）、「第九章 歌劇詩」（Librettos）、「第十章 序曲附樂曲目録」（Thematic catalogue）が含まれており、弥吉光長『目録学汎論』（1933）、大佐三四五『洋書目録法』（1937）での楽譜に関する規則は、この1908年版に基づいているものと説明されている。

上記の目録規則以外では、R. Wallace 著 *The care & treatment of music in a library*（間宮博訳「圖ニ於ケル音楽圖書及樂譜ノ取扱イ方」）⁶があげられている。斎藤は、同書を戦前の組織化研究において特記すべき⁷と説明している。それは、同書第3章で上記の目録規則1908年版での楽譜の規則が紹介され、統一標題 uniform title に触れられているからである。また、Ethel Louise Lyman 著 *Arrangement & care of phonograph records*（宮本絢訳「スミス・カレッジ音楽図書館に於けるレコードの整理と保存」）⁸では目録規則は示されていないが、作曲者名を基本記入とするスミスカレッジでのカード例が掲載されており、標題による基本記入の設定が当時の主流であったことに鑑みると、画期的なものであったようである。

小川は「圖ニ於ケルレコッドノ保存法ト目録法」⁹で、Ralph E. Ellsworth 著

4：黒岩高明（1979a）. 視聴覚資料組織法：画像・映像・録音資料の整理と利用. 学校図書, p.91.

5：米国図書館協会、英国図書館協会共編、天晶寿訳（1929）. 標準洋書目録法. 法政大学出版部, p.5.

6：（上）. 圖研究, 1931, IV-1, p.99-118.；（下）. 圖研究, 1931, IV-2, p.281-306.

7：斎藤, p.51.

8：図書館雑誌, 35(4), 1941, p.201-208.

*Phonograph records in the library*に基づきながら、レコードについて日本の特殊な事情を考慮した独自の案を20箇条にまとめており、佐藤は“この頃のコードとしてはかなりよく整備された親切なもの”¹⁰と評価している。基本記入は標題が選択されているが、必ず作曲者名による副出記入を作成して楽譜目録との統一を図ることや、標目に関する日本語訳の統一の困難さに配慮している。

戦後刊行された文献について佐藤は、入手可能であるものが多いことと、“とくに行き届いた勝れた目録規則として”¹¹、小川『目録教室』¹²と森本『レコードの整理と目録のつくり方（和文目録）』¹³の2件のみを取りあげて紹介している。前者は、アメリカ議会図書館（以下、LC）記述目録規則を参照した小川自身の『レコードはいかに整理するか』（1950）¹⁴、『レコードの整理』（1953）¹⁵に基づき、小川の職場であったNHK職員向けの目録条文の解説である。他方、森本による目録法は、主に公共図書館や学校図書館を念頭に置き、日本語による目録作成のために編まれた。依拠しているのは *Rules for descriptive cataloging in the Library of Congress: Phonorecords*. Preliminary edition と、『レコード目録規則案』改定版（1955）¹⁶とのことである¹⁷。ここでも日本語による統一標題設定の難しさが言及されている¹⁸。

上述の『レコードの整理』は、LCによる目録規則での統一標題とレーベルに記載されている標題の併記などを紹介し、各種図書館に影響を与えたようである¹⁹。その中で発表された「レコード目録規則案」では欧文記入が建前とされている。そこで高橋は、学校図書館や公共図書館での適用を考慮して、和文

9：圖研究，1936，IX-4，p.509-523.

10：佐藤，p.36.

11：佐藤，p.44.

12：小川昂（1955-58）. 目録教室 1-15. NHK 音楽資料通信. p.4-21.

13：森本敏克（1964）. レコードの整理と目録のつくり方. 音楽之友社，199p.

14：小川昂（1950）. レコードはいかに整理するか. 音楽之友社，178p.

15：小川昂（1953）. レコードの整理. 学校図書館学講座 1-1. 明治図書. <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2941961>, 参照 2024-05-10.

16：全国学校図書館協議会（1955）. 司書教諭講習演習資料. 後編. p.45-54.

17：森本，p.30.

18：森本，p.16.

19：斎藤，p.51.

記入にしたり簡略化したりするほかに、NCRに沿うように整理して私案を発表した²⁰。同書に先んじる文献²¹で、基本記入に作曲者名を設定し、演奏者名を注記に記録することは小川と同じであると説明している。加えて、同書には件名標目表、分類表の私案も掲載されている。『視聴覚ライブラリー』（1966、第2補訂版1976）での「3 視聴覚資料の収集と整理」においても、学校図書館や公共図書館向けではコレクション数や内容などが専門図書館とは異なるため、目録作成では配慮すべきであるという考え方に変更はなく、最小限の事項の記録にとどめてよいとしている²²。当時NCRではレコードに関する規則が規定されていなかったため、楽譜に関するごくわずかな規則等をレコードの資料の特性に適用し、作品タイトルについては統一標題の必要性を指摘している。なお、分類表および件名標目表ともに、1956年案から変更されている。

近畿大学通信教育部司書教諭課程でのテキストでは、レコード目録の作成は図書に準じてNCR1965を参照するように指示がある。同時に、レコードの標題については「慣用標題」conventional titleの設定が必要と指摘されている²³。また、作曲者名の標目を基本記入とすることが、カード例で示されている。

さて、1970年代の目録規則改訂の動きについて、黒岩は1961年パリでの国際目録会議および書籍の『国際標準書誌記述』ISBD (M) 1971年公表といった国際図書館連盟による目録法の統一や、『英米目録規則』第2版（以下、AACR2）刊行（1978、日本語訳1982）の影響を受けていると説明している²⁴。また、NCR新版予備版改訂の検討において、非図書資料にもかかわらず、関係各所からの要望が出てこない現状を憂いている。

黒岩はまた、『視聴覚資料組織法』の「レコードの組織法」²⁵において、蔵書数や館種、コレクションの内容によって、目録の詳細さや記述言語および記入方式を検討するように提案し、非図書資料のISBD (NBM) に準じて目録作成

20: 大塚澄, 高橋重臣 (1956). 視聴覚資料整理法. 蘭書房, p.113-220.

21: 高橋重臣 (1951). レコード目録規則. 読書相談, 3(10), p.19.

22: 関晶 (1976). 視聴覚ライブラリー. 第2補訂版. 日本図書館協会, p.141-172.

23: 中佐古勇, 安藤勝 (1973). 資料整理法特論. 近畿大学, p.142.

24: 黒岩高明 (1979b). 視聴覚資料の目録記述に関する比較考察. 図書館短期大学紀要, 16, p.135.

25: 黒岩高明 (1979c). 7 録音資料の組織法. 視聴覚資料組織法. 学校図書, p.149-190.

を行うことを説明している。その際に、特にクラシック音楽では統一標題の設定が必要となることに注意を促している。分類法については、NDC「760 音楽」は音楽図書の分類を意図しており適用は困難であるとし、別途検討されているレコード分類について説明している。そのうち、NHK と東京文化会館資料室が採用している「レコード分類表」を紹介し、これにポピュラー音楽を付記した案を紹介している。

以上、戦前から戦後1970年代に至るまで、レコードの収集整理については小川の貢献が非常に大きかったことがわかる。関連文献で指摘されているように、小川の示した規則や標目表は、専門的なニーズが高い職場を念頭に置いたものであったので、公共図書館や学校図書館には、別途工夫が必要であった。そのため、なるべく日本語を用いることやクラシック音楽以外のジャンルも念頭に置いた組織化の検討がさまざまに行われてきたようである。小川自身も学校図書館での整理については、柔軟な適用を促している²⁶。

1.2 日本目録規則 1987 年版へ向けて

1971年に創設された音楽図書館協議会（以下、MLAJ）は、会員間での資料の相互協力を活動目的の一つとして掲げていたが、図書館の機械化や共同目録作成はそのための重要な要素であった。特に音楽資料については、国内の書誌データベースに頼ることが困難であったため、会員数が増加した1980年代では音楽資料組織化に関する研修も活発に行われた。そもそも外国出版物の多い西洋芸術音楽を中心とする音楽資料では、書誌データの流用についても海外の書誌やデータベースを参照することが頻繁なため、AACR2の刊行もMLAJでの音楽資料目録への関心に大きく影響している。MLAJでは欧米の書誌記述の標準化、特に楽譜印刷資料のISBD（PM）やAACR2に焦点をあてた書誌作成およびその機械化をテーマとして、各種の研修が実施された²⁷。

NCR新版予備版では音楽資料に関する規則は準備中として保留されていたが、

26：小川（1953），p.45.

27：音楽図書館協議会40年誌編集委員会（2019）. 日本の音楽図書館：音楽図書館協議会40年のあゆみ. 音楽図書館協議会, p.152.

追録及び修正の形で日本図書館協会（以下、JLA）目録委員会により1981年に録音資料（案）が公表された。MLAJでは、当案に対する意見書を提出、さらにISBDとAACR2に即しながら適用細則を提案している。印刷楽譜についても新版予備版の検討対象外であったため「私案」を提示しており²⁸、音楽資料組織化の標準化に向けた積極的な活動がなされていた。

こうした動向とともに、NCR本版への改訂の活動も本格化し、MLAJは1984年から平尾行蔵（JLA目録委員会にもメンバーとして参加）を委員長とする委員会を立ち上げて、音楽資料についての提言を策定した²⁹。最終的に、1985年に録音資料、楽譜および音楽作品の統一タイトルについて、1986年に統一タイトル総則を補足として、これらの詳細な規則案をJLA目録委員会に提出した。さらに、2度にわたり意見書を提出し³⁰、標目の部「統一タイトル」についてはMLAJ目録専門委員会によって本版第3次案に対する意見書を重ねて提出している³¹。その結果NCR1987では、録音資料と楽譜についてはほぼ提案どおりに採用された。しかし、統一タイトルについては、無著者名古典、聖典、音楽作品について任意規定とされたことによって、当案は反映されなかった³²。

NCR1987刊行後MLAJは、録音資料を対象としたMARCレコード作成を行っていたダイソ・メディア・サービスでの適用事例を整理した適用細則（案）をMLAJ目録専門委員会より公表している³³。映像資料目録に関しては、私立大学図書館協会東地区部会研究部視聴覚資料研究分科会にて活発に議論されて

28：平尾行蔵，松下鈞共編（1983）．コンピュータ時代の図書館と視聴覚資料：音楽図書館協議会第6回公開講座1983年3月9日～11日「オンラインネットワークを目指して」記録集．音楽図書館協議会．第2部，130p．

29：提言内容は，MLAJ Newsletter，1985-1986，7(1)，p.9-25；7(2)，p.16-27；7(6)，p.1-21．に掲載されている。

30：MLAJ目録委員会（1986）．NCR本版案専門家会議報告．MLAJ newsletter，7(6)，p.21-24．；JLAに意見書を提出．MLAJ newsletter，8(1)，p.1-5．

31：MLAJ目録専門委員会（1986）．日本目録規則本版第3次案に関する意見書．MLAJ newsletter，8(3)，p.9-12．

32：音楽図書館協議会40年誌編集委員会，p.153．

33：音楽図書館協議会目録専門委員会（1989）．日本目録規則1987年度版音楽関係適用細則（案）．MLAJ newsletter，10(5)，p.1-23．

おり，例えば「著作」の定義，書誌階層構造の分析の困難さ，視聴覚資料の出版・流通制度の未成熟による書誌情報の曖昧さなどが指摘されている³⁴。

以上，国内の音楽資料を対象とした目録規則の変遷をたどったが，国際的には FRBR と「典拠データの機能要件」*Functional Requirements for Authority Data* (FRAD) の概念モデルに基づく RDA が 2010 年に刊行されている。RDA での音楽資料（作品）の取り扱いについては，古川³⁵や伊藤³⁶がまとめている。古川は，音楽資料目録を“全目録法のいわば先進地帯”と評価しており，RDA で著作に対する典拠形アクセス・ポイントの設定が必須となったことは，音楽資料で既実践されていた方針が漸く資料全般に及ぼされたものと指摘している。それは，これまでみてきたように，統一標題を規定に盛り込み，日本語による目録作成について検討を重ねてきた経緯からも理解できよう。

34：高橋英子，安保由二（1993）．日本目録規則 1987 年版による映像資料目録の作成．私立大学図書館協会会報，100，p.73-82.

35：古川肇（2014）．RDA における音楽作品に関する規定．資料組織化研究-e，65，p.21-31.

36：伊藤真理（2011）．音楽情報のメタデータ：新たな目録規則の可能性．*Journal of library and information science*，25，p.53-64.

[著者プロフィール]

伊藤 真理 (いとう・まり)

ニューヨーク州立大学バッファロー校大学院 修士 (音楽史), 修士 (図書館情報学)

愛知淑徳大学文学研究科 博士 (図書館情報学)

エリザベト音楽大学附属図書館, 国立音楽大学附属図書館勤務の後,

現在 愛知淑徳大学教育学部教授

主著 『情報検索講義』 (共著) 樹村房, 『変わりゆく大学図書館』 (共著) 勁草書房, The Twentieth-Century Composer Speaks: An Index of Interviews (単著) Fallen Leaf Press, Music libraries in Japan during the 1960s: the time for a seed to germinate? (単著) Fontes Artis Musicae, Music Librarianship Education in Japan in the Digital Information Age (単著) Journal of Ewha Music Research Institute, 「音楽情報のメタデータ」 (単著) Journal of Library and Information Science

鳥海 恵司 (とりうみ・けいじ)

1999 (株)トッカータを共同設立。Web 環境での2つのサイトを設計・開発 (書誌・典拠レコード検索ダウンロード (2009-2011), 目録システム (2012-2013))。日本近代音楽館 (明治学院大学) の WebOPAC を設計・開発。現在, 同社取締役

2020 第22回図書館サポートフォーラム受賞

主著 『議会図書館排列規則』 (訳) 早川図書, 『音楽資料用件名標目表』 (編著) 音楽図書館協議会, 「Music cataloging tool kits」 (CD-ROM, 単著) 音楽図書館協議会, 『音楽資源のためのジャンル/形式用語マニュアル』 (編著) トッカータ, 『日本目録規則 2018年版典拠データ完全実例集』 (編著) トッカータ, 『日本目録規則 2018年版体现形 (書誌) データ完全実例集』 (編著) トッカータ, 『議会図書館人口統計グループ用語』 (編著) トッカータ, 『議会図書館音楽演奏手段シソーラス』 (編著) トッカータ, 『議会図書館ジャンル/形式用語集』 (編著) トッカータ, 『ALA-LC 日本語ローマ字変換表』 (訳) トッカータ, 『議会図書館/NACO 典拠ファイルで使用するテーマ索引番号』 (編著) トッカータ

音楽資料目録入門

——NCR2018による記述の実際

2025年 6 月10日 初版第 1 刷発行

検印廃止

著 者 伊 藤 真 理
鳥 海 恵 司
発 行 者 大 塚 栄 一

発 行 所 株式 会社 樹 村 房
JUSONBO

〒112-0002

東京都文京区小石川5-11-7

電 話 03-3868-7321

F A X 03-6801-5202

振 替 00190-3-93169

<https://www.jusonbo.co.jp/>

組版・印刷／美研プリンティング株式会社
製本／有限会社愛千製本所

©Mari Itoh, Keiji Toriumi 2025 Printed in Japan

ISBN978-4-88367-402-2

乱丁・落丁本は小社にてお取り替えいたします。